

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率」について（彦岐市分）

平成21年10月 5日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の速報値についてお知らせします。

1. 財政健全化法の概要について

○地方公共団体は、H19年度決算より以下の比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表する必要があります。

「健全化判断比率等」・・・①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率
 ③実質公債費比率 ④将来負担比率
 ⑤資金不足比率

○①～④のいずれかの比率が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、
 ①～③のいずれかの比率が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を、また
 ⑤の資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定する必要があります。

2. 健全化判断比率について

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
彦岐市	—	—	13.2	69.4
早期健全化基準	12.97	17.97	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※本市はいずれの比率も「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を下回っています。
 ※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は赤字が生じていないため比率はありません。

3. 資金不足比率について

(単位：％)

会計名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
三島航路事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

※本市はいずれの会計も資金不足が生じていないため比率はありません。

健全化判断比率・資金不足比率の概要

【健全化判断比率】

① 実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ ・一般会計等の実質赤字の比率

② 連結実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計と公営事業会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ ・企業会計を含む全会計の実質赤字の比率

③ 実質公債費比率 = $\frac{\text{地方債の元利償還金等 - 交付税算入額}}{\text{標準財政規模 - 交付税算入額}}$ ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率

④ 将来負担比率 = $\frac{\text{一般会計等の将来負担額 - 充当可能額}}{\text{標準財政規模 - 交付税算入額}}$ ・一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】
① 資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ ・公営企業毎の資金不足の比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロア指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

< 現行制度の課題 >

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しがなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

(健全財政)

旧制度

(財政悪化)

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づき財政再建を行わなければならない建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
- 早期健全化、財政再生等の基準を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化
財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

財政の再生
財政再生計画の策定、計画につ
いて国の同意手続、地方債の制
限、再生振替特例債 等

	(参考)地方債協議・ 許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
○ 実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:2.5% 市町村:財政規模に応じ 2.5~10%	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○ 連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	—	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○ 実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	18%	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○ 将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率		都道府県・政令市:400% 市町村:350%	—
○ 公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	10%	20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。